

議案第 8 号

あきる野市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 21 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）の施行による工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

あきる野市工場立地法地域準則条例（平成 25 年あきる野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 3 条及び第 4 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。